

保護者様

仙台市立五橋中学校
校長 鶴岡 勝彦

出席停止について（お願い）

学校保健安全法第19条により、学校において予防すべき感染症にかかった場合、本人の速やかな治癒と他への感染防止のため、出席停止の措置をとることになっております。お子様が医師より指定された感染症と診断された場合は、医師の指示のもとご家庭で十分休養させてください。

なお、登校の際には下記の登校願いを保護者の方が記入し、担任まで提出してください。

〈 学校において予防すべき感染症と出席停止基準期間 〉

	病 名	期 間
第二種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ 及び 新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が、痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	結核	医師において感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染の恐れがないと認めるまで
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症()	医師において感染の恐れがないと認めるまで

※ 感染性胃腸炎、溶連菌感染症などは、学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要に応じて校長が学校医の意見を聞き、第三種「その他の感染症」として出席停止にすることがあります。

登 校 願 い

仙台市立五橋中学校長 様

年 組 氏名

診 断 名 :

*インフルエンザの場合は、『A型』『B型』も記入のこと

出席停止期間 : 令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()

以上により加療・治癒したことを報告いたします。

令和 年 月 日

医療機関名

保護者氏名

